

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年1月10日 06時07分ごろ
発生場所	広島県福山市福山港内の鞆港沖 福山港鞆一文字防波堤東灯台から真方位113°200m付近 （概位 北緯34°22.7′ 東経133°23.1′）
事故の概要	漁船第五三千丸は、北西進中、また、プレジャーボートゆーとぴあ3は、南進中、両船が衝突した。 第五三千丸は、船長が負傷し、右舷中央部付近のブルワークに破損等を生じ、また、ゆーとぴあ3は、船首部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五三千丸、4.8トン HS3-33210（漁船登録番号）、個人所有 11.18m(Lr)×2.84m×0.88m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成3年6月18日 B プレジャーボート ゆーとぴあ3、5トン未満 273-6551広島、個人所有 9.03m(Lr)×2.40m×0.59m、FRP ディーゼル機関、106kW、昭和61年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年7月14日 免許証交付日 平成24年11月7日 （平成30年4月20日まで有効） B 船長B 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成27年10月16日 免許証交付日 平成27年10月16日 （平成32年10月15日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A）

	B なし
損傷	A 右舷中央部付近のブルワーク及び右舷操舵室上部等に破損、後部甲板に設置されたオーニング及び巻揚げローラの一部に曲損等 B 船首張出部が脱落、船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：07時13分、月出時刻：06時54分
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、操舵室左舷側の操縦席に座り、鞆港に向け、福山市仙酔島^{せんすい}南方沖を約18ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により北西進した。</p> <p>船長Aは、仙酔島南西方沖で目視及び約1km先が映るように設定したレーダーで周囲の状況を確認したところ、鞆港沖に同港へ入港する船と南方へ航行する船の2隻を認めたものの、それ以外に他船を認めなかったため、船首方を見ながら操船を続けた。</p> <p>A船は、鞆港沖に差し掛かり、船長Aが、同港内に回頭して出港しようとする旅客船を認めたため、速力を約12knに減じ、旅客船の動静を見ながら操船していたところ、平成28年1月10日06時07分ごろ、突然、右舷中央部付近でバリバリという音と振動と共に操舵室右舷側の窓ガラスが割れて飛び散った。</p> <p>船長Aは、すぐに機関を中立運転とし、作業灯を点灯して周囲の状況を確認したところ、右舷中央部付近のブルワーク等が破損しており、また、右舷後方にB船がいたので、A船の右舷中央部とB船とが衝突したことに気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人5人を乗せ、操舵室右舷側の操縦席に座り、広島県呉市下蒲刈島に向け、仙酔島北西方沖を手動操舵により約15knの速力で南進した。</p> <p>船長Bは、福山市弁天島^{べんてん}西方沖を通過する際、針路目標としていた福山港玉津島^{たまつ}防波堤東灯台を右舷船首方に見ながら航行していたところ、鞆港沖に同港へ入港する船と南方へ航行する船の2隻を認めた。</p> <p>B船は、船長Bが福山港玉津島防波堤東灯台沖で針路を右に転じる予定であったため、引き続き同灯台の方向を見ながら南進していたところ、突然ドーンという音と振動と共に、船首が浮き上がって左舷側に傾いた。</p> <p>船長Bは、すぐに機関を中立運転として周囲の状況を確認したところ、作業灯を点灯したA船を認めたため、B船がA船と衝突したことに気付いた。</p> <p>A船及びB船は、衝突後、両船共自力航行ができたため、鞆港に入港して海上保安部の事情聴取を受けた後、それぞれ帰港した。</p> <p>船長Aは、入港後、病院で受診したところ、全治約1週間の左肩打撲と診断された。</p>

	(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況1、写真2 A船の損傷状況2、写真3 A船の損傷状況3、写真4 B船の損傷状況1、写真5 B船の損傷状況2 参照)
その他の事項	A船及びB船は、それぞれ法定の灯火を表示していた。 船長Bは、B船のレーダーを使用したことがなかったためレーダーの使用方法が分からず、レーダーを使用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、鞆港沖を北西進中、船長Aが、船首方の同港から出港する旅客船を見ていて右舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、仙酔島南西方沖でレーダーにより周囲の状況を確認した際、B船がA船のレーダーの表示範囲外に存在していたか、又は弁天島等の島陰に入っていたことから、B船の映像を認めなかった可能性があると考えられる。 B船は、鞆港沖を南進中、船長Bが、針路目標としていた右舷船首方の福山港玉津島防波堤東灯台を見ていて左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、鞆港沖において、A船が北西進中、B船が南進中、船長Aが船首方の同港から出港する旅客船を見ていて右舷方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが右舷船首方の福山港玉津島防波堤東灯台を見ていて左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、互いに相手船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切に見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

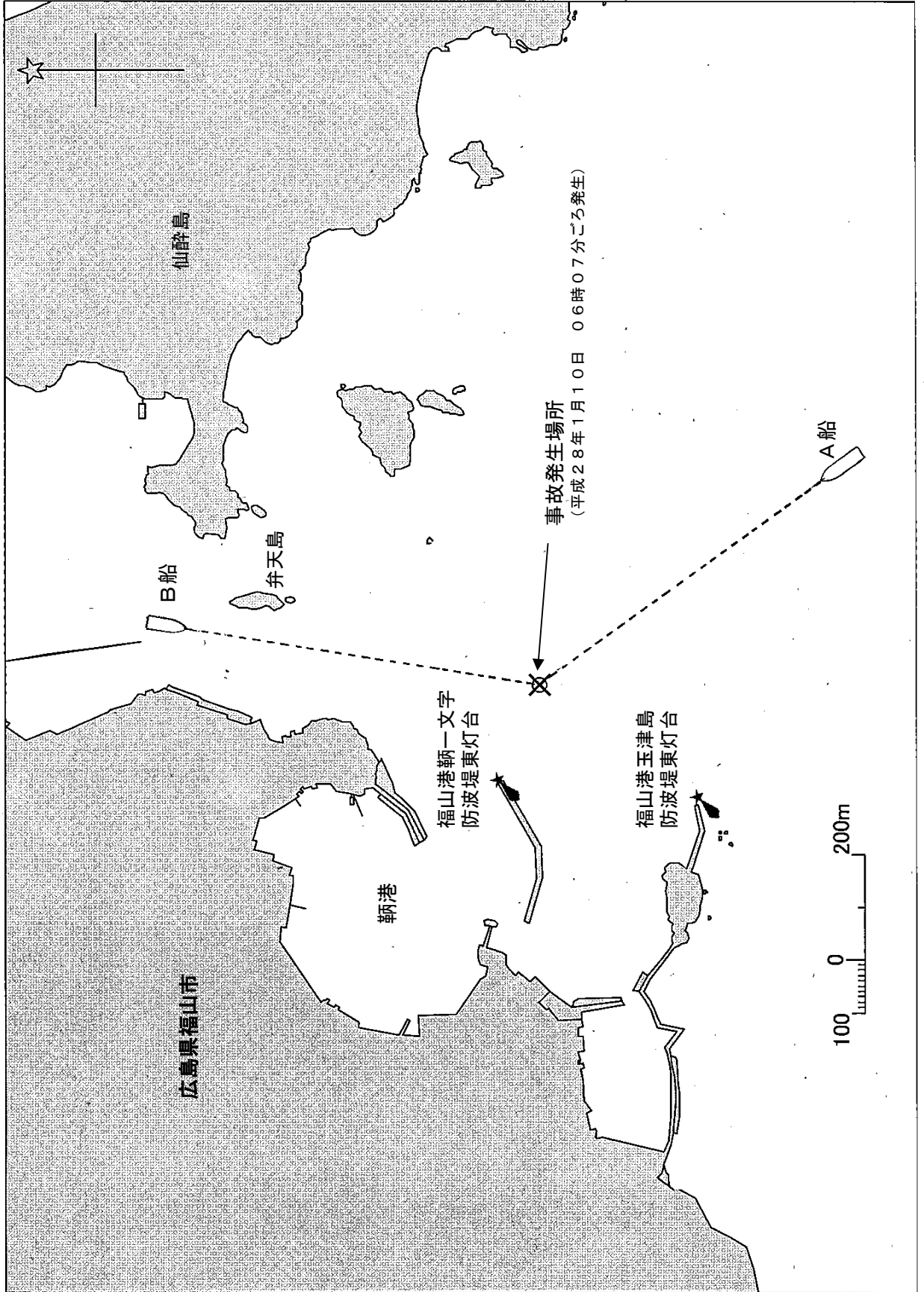


写真1 A船の損傷状況1

窓ガラスは、応急的に
プラスチック板を張っ
てある。

損傷箇所

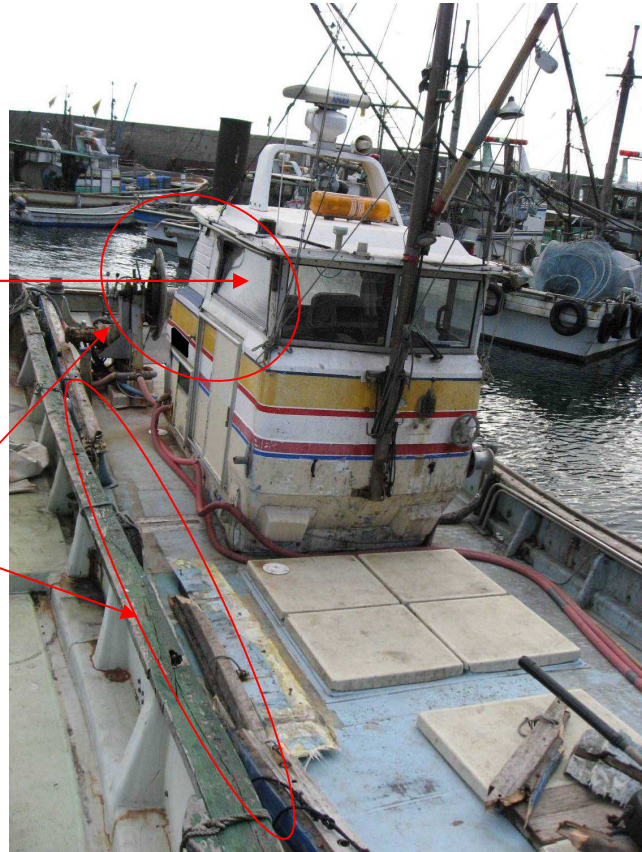


写真2 A船の損傷状況2

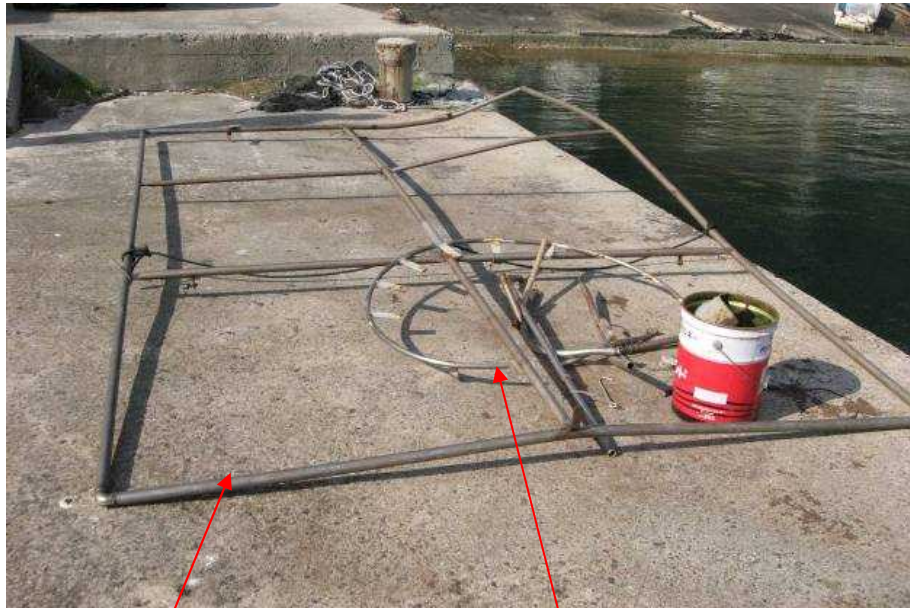
巻揚げローラの
曲損部（周囲の手
すり部）が切り取
られている。

損傷箇所



写真3 A船の損傷状況3

↑
船首側



曲損したオーニング

切り取った巻揚げ
ローラの手すり部

写真4 B船の損傷状況1



写真5 B船の損傷状況2



脱落した船首張出部